

定山溪水再生プラザ運転管理業務  
落札者決定基準

## 1 総則

落札者決定基準は、札幌市が下水処理施設運転管理業務の総合評価一般競争入札を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

## 2 総合評価の方法

### (1) 価格評価

入札参加者が提出する入札書に記載された入札価格（以下「入札書記載金額」という。）から次の方法により価格評価点を算出する。（小数点第3位以下は切り捨て）

- ① 入札書記載金額が予定価格以下で、調査基準価格以上の場合は、以下の計算式で評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (\text{予定価格以下で調査基準価格以上の最低入札価格} \div \text{入札書記載金額})$$

- ② 入札書記載金額が調査基準価格未満の場合は、以下の計算式で評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (\text{予定価格以下で調査基準価格以上の最低入札価格}^* \div \text{予定価格}) \times (\text{入札書記載金額} \div \text{調査基準価格})$$

※全ての入札書記載金額（予定価格超を除く）が調査基準価格未満の場合は、「予定価格以下で調査基準価格以上の最低入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて評価点を算出する。

『調査基準価格』

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「運用要領」という。）第4条第1項第2号に基づき算出した、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格。

### (2) 技術評価

入札参加者の技術提案書（技術提案様式による）に記載された内容を、別表1「評価項目と評価内容」に示す評価内容から評価項目ごとに評価点を付け、その合計を技術評価点とする。

$$\text{技術評価点} = \Sigma (\text{各項目の評価点の合計})$$

なお、評価項目ごとの評価方法は、別表2「評価項目と評価基準」による。

### (3) 総合評価点

入札参加者の技術評価点及び価格評価点から総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = (\text{価格評価点}) \times 0.4 + (\text{技術評価点}) \times 0.6$$

（小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。）

別表1 「評価項目と評価内容」

評価項目	評価内容	配点
1 業務実施計画	<p>(1) 運転管理計画</p> <p>施設の特性や能力等を理解し、安定運転確保のための運転計画、記録管理、運転結果に基づく対応や本市への報告等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理体制及び手法</li> <li>・ 運転状況や故障の報告、分析、対処方法</li> <li>・ 水質管理体制及び手法</li> <li>・ その他</li> </ul>	50
	<p>(2) 保全管理計画</p> <p>施設機能が低下せず長期的に正常な状態に維持するために行う保全管理について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各点検の実施方法及び点検結果の管理</li> <li>・ 予防保全計画の考え方及び実施方法</li> <li>・ 履歴管理（ストックマネジメント）の実施方法</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	<p>(3) リスクマネジメント</p> <p>想定されるリスクに対する、運転管理体制等や企業内での緊急時対応・人員等の支援体制、協力企業や本市との連携（下水処理施設事業継続支援協定の活用）などの対応について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時における運転管理体制及び対応</li> <li>・ 緊急時における企業内での支援体制</li> <li>・ 緊急時に対応するための平常時における社内取組</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	<p>(4) 技術の維持向上</p> <p>配置する従事者に対する履行技術の維持向上のための研修等、企業として実施する対応について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務履行において、重要と考える技術</li> <li>・ 技術の維持向上に対する取り組み</li> <li>・ 資格取得支援と資格取得者への優遇</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	<p>(5) 労働環境に対する配慮</p> <p>本業務を実施するための安全衛生管理方法等を示し、具体的な労働環境及び安全衛生に係る計画等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全衛生管理</li> <li>・ 職場環境（労働災害防止対策）</li> <li>・ 健康管理、ストレスチェック</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	<p>(6) 環境マネジメント</p> <p>対象施設におけるエネルギーや環境負荷削減、施設周辺の環境配慮に対して、実現可能かつ効果的な提案を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー管理の考え方</li> <li>・ エネルギー使用量の低減に対する取組</li> <li>・ 施設周辺の住民配慮や環境保全</li> <li>・ その他</li> </ul>	

2 企業実績	(1) 同一施設の下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の契約履行実績	15
	(2) 委託対象施設の処理能力と同等以上の下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の契約履行実績	
	(3) 同一処理区域内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く）を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	
3 地域性	(1) 札幌市との災害時協力協定締結企業	5
	(2) 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業	
	(3) さっぽろエコメンバー登録企業	
	(4) 本市発注の下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	
	(5) 本店所在地	
4 配置予定者	(1) 業務代理人（業務総括責任者）について、下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の業務代理人としての経験年数	30
	(2) 業務代理人（業務総括責任者）について、下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の実務経験年数	
	(3) 「下水道処理施設管理技士」又は「下水道法施行令第15条の3に定める資格者」について、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の配置人数	
	(4) 下水処理施設（標準活性汚泥法）の運転管理業務における連続2年以上の実務経験者（事務補助者等を除く）について、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の配置人数	
技術点配点合計		100

別表2【評価項目と評価方法】

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法
1 業務実施計画	(1) 運転管理計画	様式 2-1	10	各項目の提案内容を評価し、一般競争入札資格審査委員会にて点数を決定する。  提案内容の実現性と効果が A 特に優れている：9～10（4～5）点 B 優れている：6～8（3）点 C 普通：3～5（1～2）点 D 不十分：0～2（0）点 （括弧内は配点が5点の場合）
	(2) 保全管理計画	様式 2-2	10	
	(3) リスクマネジメント	様式 2-3	10	
	(4) 技術の維持向上	様式 2-4	10	
	(5) 労働環境に対する配慮	様式 2-5	5	
	(6) 環境マネジメント	様式 2-6	5	
	<b>業務実施計画(計)</b>			
2 企業実績	(1) 同一施設の下処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の契約履行実績	様式 3-1	5	同一施設の5年以上の契約履行実績を評価  5年以上7年未満：1点 7年以上10年未満：3点 10年以上：5点
	(2) 委託対象施設の処理能力と同等以上の下処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の契約履行実績	様式 3-1	5	委託対象施設の処理能力（14,000m <sup>3</sup> /日）と同等以上の施設の5年以上の契約履行実績を評価  5年以上7年未満：1点 7年以上10年未満：3点 10年以上：5点
	(3) 同一処理区域内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く）を有する下処理施設運転管理業務の契約履行実績	様式 3-2	5	同一処理区域内に関連するポンプ場を有する施設の5年以上の契約履行実績を評価  5年以上7年未満：1点 7年以上10年未満：3点 10年以上：5点
	<b>企業実績(計)</b>			<b>15</b>
3 地域性	(1) 札幌市との災害時協力協定締結企業	様式 4	1	札幌市との災害時協力協定締結企業：1点（複数の協定締結を有する者であっても、1点とする）
	(2) 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業	様式 4	1	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業：1点（ステップ区分による点数差は無い）
	(3) さっぽろエコメンバー登録企業	様式 4	1	さっぽろエコメンバー登録企業：1点（登録区分による点数差は無い）
	(4) 本市との契約履行実績	様式 4	1	本市発注の下処理施設運転管理業務の契約履行実績あり：1点（複数の契約履行実績を有する者であっても、1点とする）
	(5) 本店所在地		1	本店所在地が札幌市：1点
	<b>地域性(計)</b>			<b>5</b>

4 配置 予定 者	(1)業務代理人（業務総括責任者）の下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の業務代理人としての経験年数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-3	5	下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務における業務代理人（業務総括責任者）としての経験年数を評価する。 （最大 5 点） 1年以上2年未満：1点 2年以上3年未満：2点 3年以上4年未満：3点 4年以上5年未満：4点 5年以上：5点
	(2)業務代理人（業務総括責任者）の下水処理施設（標準活性汚泥法）運転管理業務の実務経験年数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-3	5	下水処理施設（標準活性汚泥法）における業務代理人（業務総括責任者）の 15 年以上の運転管理業務の実務経験年数を評価する。 15 年以上 20 年未満：1点 20 年以上 25 年未満：3点 25 年以上：5点
	(3)下水道処理施設管理技士又は下水道施行令第 15 条の 3 に定める資格者の配置	様式 5-1 様式 5-4 様式 5-5	10	有資格の配置予定者数について、設計積算人数に対する割合を評価 有資格者数÷設計積算人数×10 点 （最大 10 点、小数点以下切り捨て）
	(4)下水処理施設（標準活性汚泥法）の運転管理業務経験者（事務補助者等を除く）	様式 5-1 様式 5-4 様式 5-5	10	2年以上の運転管理業務の実務経験がある配置予定者数について、設計積算人数に対する割合を評価 経験者数÷設計積算人数×10 点 （最大 10 点、小数点以下切り捨て）
	<b>配置予定者(計)</b>		<b>30</b>	
<b>技術点配点合計</b>			<b>100</b>	